

氏名	山 中 文
学位の専攻分野の名称	博士（教育学）
学位記番号	乙教第2号（文部科学省への報告番号乙第364号）
学位授与の要件	学位規則第4条第2項該当
学位授与年月日	2015年2月25日
学位論文題目	<b>音楽科における教育内容論の成立と展開に関する研究 —授業構成の方法との関連を視野に入れて—</b>
論文審査委員	（主査） 教授 吉 田 孝 （副査） 教授 佐 藤 真 三 村 真 弓（広島大学大学院教授）

## 論文内容の要旨

### 1 論文の目的

本論文の目的は1980年に始まる千成俊夫らの音楽科における教育内容論の成立と展開の過程で提案された諸論について検討し、現在の音楽科における教育内容研究の成果と課題を明らかにしようとしたものである。ここで著者の取り上げている音楽科における教育内容論とは次のような提案であった。

- ①音楽科における教育内容（子どもに身に付けさせるべき音楽の知識や技能）と教材（主として音楽作品など授業で子どもが直接的に活動の対象とする素材）を区別すること。
- ②教育内容を中心に授業を構成すること。

この提案は、音楽教育研究者の間で大きな論争を生み出すと同時に、我が国の音楽科における授業構成の発展にとって重要な契機になったものと著者は捉えている。

### 2 本論文の内容構成とその要旨

本論文は序章、4章からなる本章及び終章から構成され、要旨は以下の通りである。

序章では、教育内容論の背景や1980年代に音楽科における教育内容論が提起され展開していく過程について概観し、本章で取り上げる諸問題の整理を行っている。

第1章では1980年の千成による教育内容についての提言をその背景からとらえ、千成らの教育内容論が授業構成論の観点から確立されていく様相を明らかにしている。また、それらに対する批判論との対立点、日本音楽教育学会における教育内容論の評価について明らかにしている。

第2章では、まず、1980年代の千成やそのグループのメンバーらの教育内容研究の諸相について考察している。そして、教育内容研究の深化によって、その後次々と発表されていった教育内容先行型の授業プランについてその変化をも捉えながら分析を行っている。

千成らの提起した教育内容論は、様々な教育内容研究を経て発展・定着し、さらに多くの授業プランが提案されて一般に周知され、また実践されていったことを明らかにし、そのことを「教育内容論の成立」とみている。

第3章では、単元から題材構成へと移行していった教育行政における理念や実践を考察し、千成らの教育内容論との違いを明らかにしている。また、創造的音楽学習において教育内容が意識されてきたのに対して、千成らの教育内容論においては、1980年代後半から授業研究の進展に伴って新たな教育内容の課題が提起さ

れていったことを明らかにしている。

第4章では、教育内容の観点から、2008（平成20）年告示の学習指導要領において示された〔共通事項〕を検討しつつ、グループの一人である八木正一が新たに示した関係論的視点をふまえて、教育内容と授業構成の実際について検討している。また、教育内容論が提起された頃から現在にいたるまでの教育雑誌に見られる音楽授業の傾向と、小学校事例に見られる音楽づくりの授業の変遷について分析を行っている。

終章では、本論全体を総括し、音楽科における教育内容研究の課題と授業構成の展望について述べている。音楽科の教育内容論の意義として、それまで音楽教育界において無自覚であった音楽科の教育内容が意識されることになったこと、教育内容論が創造的音楽学習などの授業方法にも影響を与えたこと、関係論的な視点など新しい授業構成論の可能性を示唆するものとなっていることをあげている。一方で問題点として、「何を教育内容とするか」ということに関してはその主張に安定性が見られないこと、「音楽の要素」をどう取り上げるのかという点について十分に深められていないこと、さらには音楽の技能の習得について追求されてこなかったことなどをあげている。以上の総括から課題として、①音楽科の教育内容とする基本的な音楽構成要素を中心に、一部に様式や音楽の機能等を含みながら概念化や操作化をはかった授業構成を段階的に配置すること、②技能的な学習の授業構成を独立させて構築すること、③表現を主体とした授業構成について再考すること、④授業過程における内在的要因を重視する授業構成について検討すること、の4点を提案している。

## 論文審査結果の要旨

本論文における著者の問題関心は、音楽科における授業構成の方法にある。ここでいう授業構成とは、1時間あるいは1単元（音楽科の場合は「題材」）の授業において子どもが直接学習の対象とする教材（音楽科の場合は主として楽曲教材）をどのように配置し、それらの教材をどのように展開していくかを決定していくことにある。授業構成の方法に大きな影響をもたらしたのが、1980年代に千成俊夫らが提唱した教育内容論である。この提案は、著者が述べているように音楽教育研究者の間で大きな論争を生み出すと同時に、我が国の音楽教育における授業構成の発展にとって重要な契機になった。本論は、この教育内容論の成立と展開の過程をふまえ、そこで現れた反対論を含む所論について理論的な検討を行い、教育内容研究の成果と課題を明らかにしようとしたものである。

本審査委員会は、学位論文審査規定にしたがい、①研究テーマの適切性、②情報収集の度合い、③研究方法の妥当性、④論理の一貫性、⑤独創性、⑥論文作成能力、⑦倫理的配慮の7点に渡って審査を行った結果、全体としてこれらの基準を満たしているとの結論に達した。以下、本論文でとくに優れている点と本審査委員会で問題点として取り上げられた点について述べる。

本論文でとくに優れている点は次の3点である。

第一は、研究テーマの新規性である。上記で述べたようにここで取り上げられている教育内容論に関しては、多くの研究者が言及してきたところであり論争も繰り広げられてきたが、この論争全体を系統的に整理し分析した研究は行われて来なかった。関係者の間でもこのような論争全体の総括の必要性を指摘する声があったが、その意義や成果が確認されないまま現在に至っている。本論文はこの一連の教育内容論をめぐる論争の総括とも言え、音楽教育研究の発展に寄与するものである。

第二は、研究で収集された情報資料の豊富さである。本論文では、直接的な研究対象として教育内容論にかかる文献はもとより、その背景となった日米の教育関係及び音楽教育関係の文献、行政関係の文献、対立する意見の文献、関連する実践的な文献をほぼ網羅的に収集分析し、その上でそれらを整理している。本論文は、必ずしも実践史研究を意図して書かれたものではないが、ここで収集整理された文献は十分な史料

価値を有するものである。とくに序章の末尾に示された音楽科の戦後の変遷を示した系統図は貴重な成果である。

第三は、結論の独創性である。著者が直接的に検討の対象としたものは、千成らの教育内容論であったが、さらに「音楽的概念」「表現手段」「要素」等と呼ばれてきた音楽構成要素の呼称や、指導過程におけるそれらの範囲と階層性について、独自の考察を行った上でいくつかの課題を提案している。これらは、現行の学習指導要領の指導事項を実現する上でも必要な課題であり、実践的な課題でもある。

また、本審査委員会においては次のような点が問題点として議論された。

第一は、本論文で使用されている用語の使用方法にややあいまいさが見られる点である。例えば、「授業構成論」と「授業過程論」との違い、「単元」や「授業」の範囲など、論述に矛盾があるとは言えないが、部分的に理解しにくい部分がある。これらは著者の取り上げた出典における用語のあいまいさにも由来するものであるが、記述の方法として今後検討が必要である。

第二は、研究の客観性にかかる問題である。本論文で取り上げられた文献には教育内容をめぐる論争が含まれている。著者は、論争については禁欲的な記述を試みてはいるが、千成らの最初の提案を授業構成の発展の契機になったものと捉えているので、必ずしも論争を客観的な立場で分析しているとは言えない。本論文が公表されれば多くの反論も予想されるが、本論文はそれだけ社会的な影響をもつ論文でもあると評価ができる。

第三は、教育内容論と学力論に関わる問題である。現在の教育行政の推奨する教育課程においては知識・技術よりも汎用的な認知・スキルを重視する学力が求められている。著者が述べた教育内容論とどう関連づけるのかという課題が指摘された。今後の研究課題として期待したい。

以上のような問題点や課題が指摘されたが、本審査委員会はそれらが論文全体の評価を下げるものではないと判断した。

また、本委員会は申請者の山中文氏に対して口頭試問を行い、氏が博士にふさわしい教育研究に関する学力と外国語能力を有していることを確認した。

さらに、論文審査基準「⑧該学問分野における研究を発展させるに足る知見（学術的価値）が見出せること。また、その点に基づいて申請者が近い将来、自立した研究者として当該分野の中で活躍していく能力および学識が認められること」については、すでに高知大学教育学部教授として十分に自立した研究者であることを確認した。

以上のことから、本審査委員会は、本論文に示された研究成果を高く評価し、山中文氏は博士（教育学）の学位を授与するのにふさわしいと判断する。